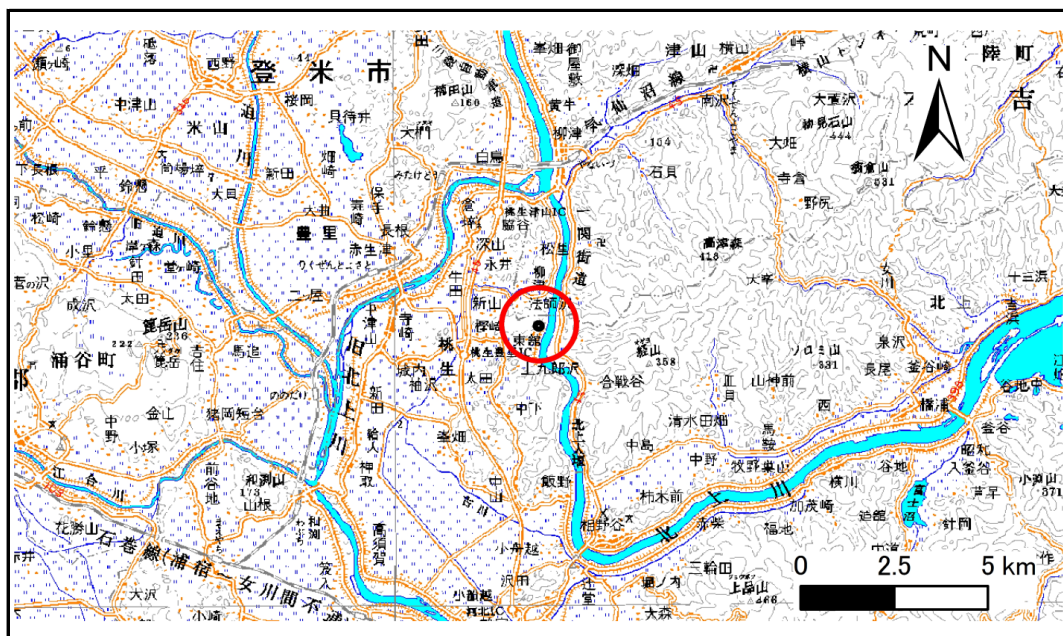
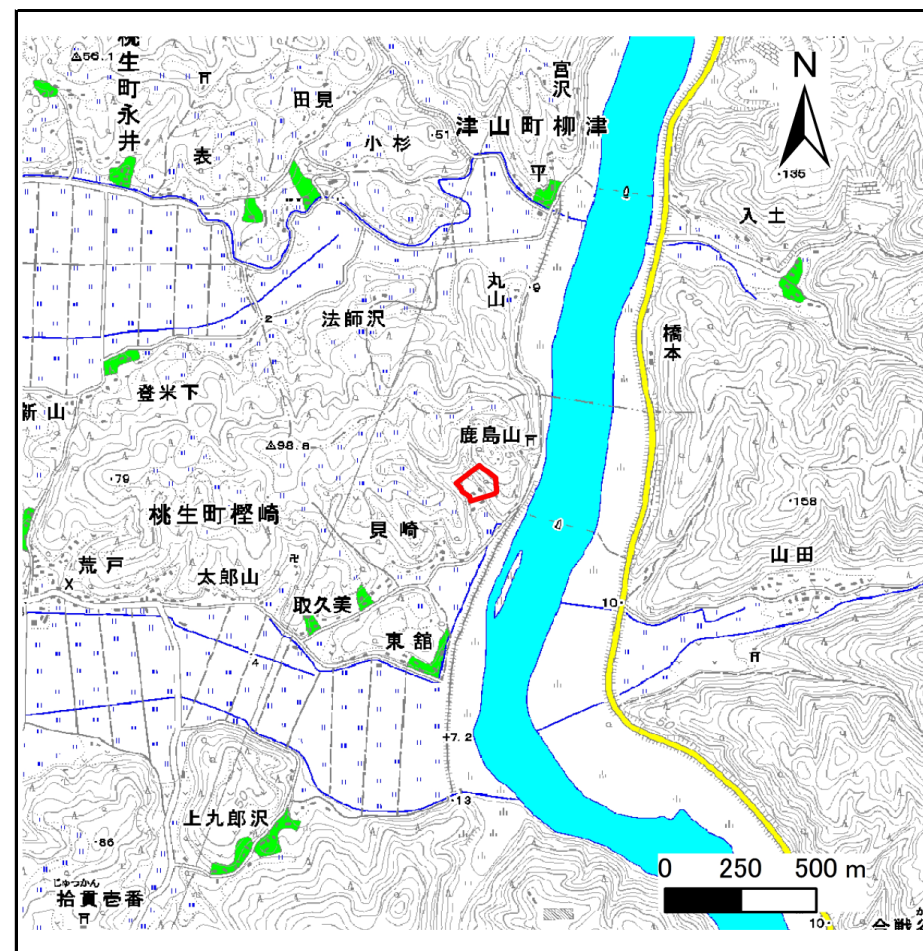


土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第1093号
告示年月日	平成29年12月12日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-2157(1321002157)
箇所名	鹿島山の3
所在地	石巻市桃生町檜崎字貝崎、鹿島山
調査機関	宮城県東部土木事務所



位置図(S=1:200,000)

位置図(S=1:25,000)

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平28情複、第966号)

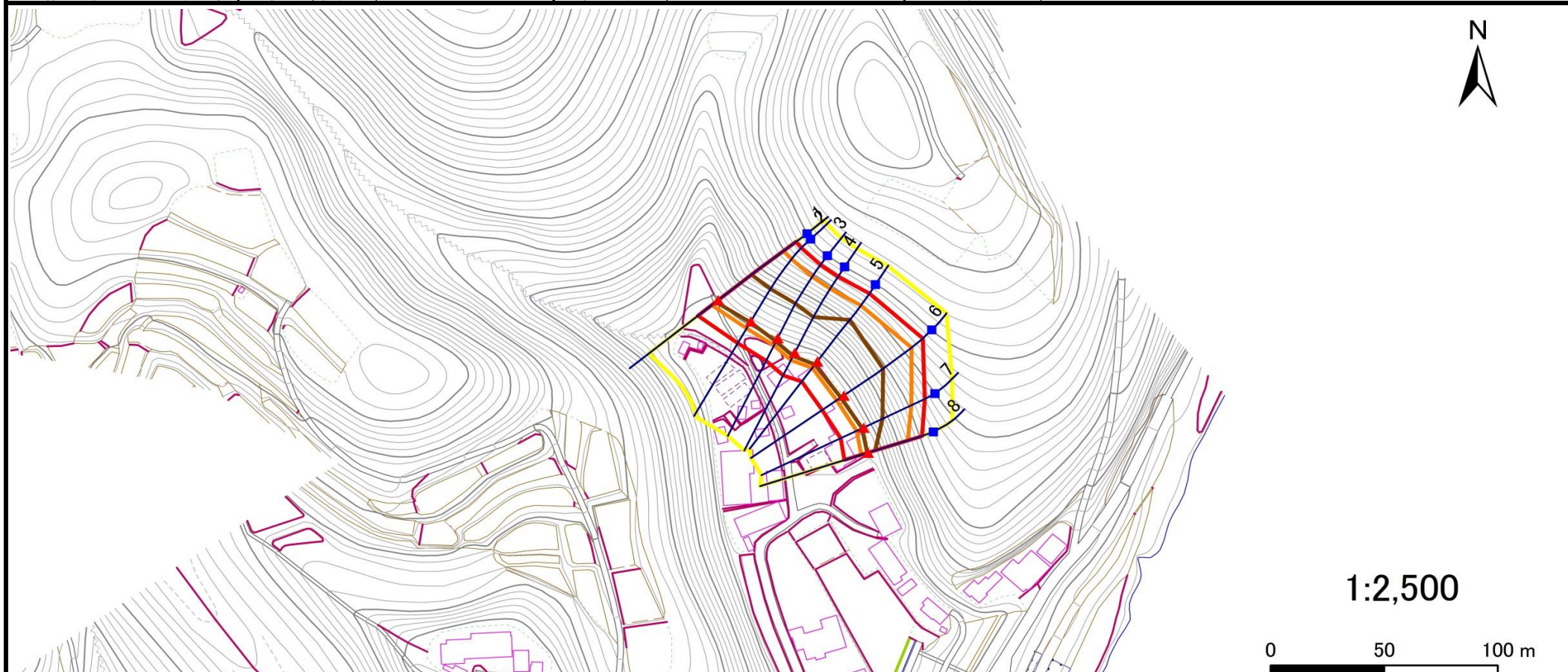
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第1093号
告示年月日	平成29年12月12日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成28年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-2157(1321002157)	箇所名	鹿島山の3	所在地	石巻市桃生町榎崎字貝崎、鹿島山
---------	------	-----------------------	-----	-------	-----	-----------------



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)	
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域
それ以外の区域	

凡例	■ 上端		— 横断測線
	▲ 下端		

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第1093号
告示年月日	平成29年12月12日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-2157(1321002157)	箇所名	鹿島山の3	所在地	石巻市桃生町榎崎字貝崎、鹿島山											
横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	161.5	1.0	100.0	1.0	18.8	3.8	15.2	3.0	~								
2 ~ 3	162.0	1.0	100.0	1.0	20.2	4.0	15.2	3.0	~								
3 ~ 4	162.5	1.0	100.0	1.0	20.2	4.0	15.2	3.0	~								
4 ~ 5	162.5	1.0	100.0	1.0	20.7	4.1	15.2	3.0	~								
5 ~ 6	163.5	1.0	100.0	1.0	20.7	4.1	15.2	3.0	~								
6 ~ 7	163.5	1.0	100.0	1.0	19.7	3.9	15.2	3.0	~								
7 ~ 8	156.5	1.0	100.0	1.0	17.6	3.5	15.2	3.0	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								